

国総建第244号
国総建整第181号
平成20年12月1日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



国土交通省総合政策局建設市場整備課長



建設企業の年末資金繰り対策について

建設投資の減少、不動産業の業況の悪化等が続く中、資金需要の増大が予想される年末を控え、建設企業の経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要な状況です。

国土交通省等の関係機関においては、資料1のとおり、各種融資制度を用意するとともに、貸し渋り等の金融機関の融資に関する情報を受け付ける等の措置を講じているところですので、貴団体傘下の建設企業に対して周知方よろしく申し上げます。

また、金融庁より、経営改善に取り組む中小企業に対する融資の貸出条件の緩和が円滑に行われるための措置として、監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改定が行われた旨、資料2のとおり通知がありました。当該措置は、中小企業が経営改善計画の策定や金融機関と相談等を行う際に役立つものであることから、併せて貴団体傘下の建設企業に対して周知方よろしく申し上げます。

建設企業の年末資金繰りを応援します！

～ 幅広い融資制度をご用意しています ～



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省関係

○地域建設業経営強化融資制度

公共工事請負代金債権を譲渡担保に、融資を受けられます。また、工事の出来高を超えた部分を含め融資が受けられるようになります。

<主な相談窓口>

北海道建設業信用保証(株) TEL 011-221-2092 北保証サービス(株) TEL 011-241-8654
 東日本建設業保証(株) TEL 03-3545-5125 (株)建設経営サービス TEL 03-3545-8534
 西日本建設業保証(株) TEL 06-6543-2944 (株)建設総合サービス TEL 06-6543-2848
 (財)建設業振興基金 業務第一部 TEL 03-5473-4575

○ファクタリング事業

下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金債権をファクタリング会社がい取りすることで、早期に現金化することが可能となります。また、受取手形をファクタリング会社がい取りする制度も用意しています。

<主な相談窓口>

(株)建設経営サービス TEL 03-3545-8523 (株)建設総合サービス TEL 06-6543-2848
 (財)建設業振興基金 業務第一部 TEL 03-5473-4575

中小企業庁関係

○緊急保証制度

対象業種である等の要件を満たす中小企業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

<主な相談窓口>

各都道府県等の信用保証協会 <http://www.zenshinoren.or.jp/access.htm>

○セーフティーネット貸付制度

一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、政府系金融機関による融資を受けることができます。

<主な相談窓口>

(株)日本政策金融公庫 東京相談センター TEL 03-3270-1260
 (株)商工組合中央金庫 お客様サービスセンター TEL 03-3246-9366

地方公共団体関係

各地方公共団体においても、融資制度が用意されています。詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。

～ ご相談・ご意見はこちらへ ～

○国土交通省

国土交通省各地方整備局等において設置されている「**建設業総合相談受付窓口**」において、各種の融資制度に関する問い合わせ・相談をお受けするとともに、貸し渋り等の金融機関の融資に関する情報を受け付けます。

<受付窓口>

<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/window.html>
お近くの地方整備局等にお問い合わせください。

※建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」においてもお受けします。

TEL : 0570-018-240(ナビダイヤル)

○建設業協会

(社)全国建設業協会及び各都道府県の建設業協会に設置されている「**建設業総合相談受付窓口**」においても、同様の相談や情報を受け付けます。

<受付窓口>

<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/window.html>
(社)全国建設業協会又はお近くの都道府県建設業協会にお問い合わせください。

※なお、金融機関の融資等に関する情報等は、金融庁・中小企業庁等の以下の窓口でも受け付けています。

<受付窓口>

*「金融円滑化ホットライン」(金融庁) TEL : 03-5251-7755
*金融円滑化「大臣目安箱」(金融庁等) TEL : 03-3501-2100

<http://www.fsa.go.jp/meyasu/index.html>

※寄せられた情報は、金融庁又は財務省において、金融機関の検査・監督に当たり、貴重な情報として活用しています。なお、金融機関との個別のトラブルについてのあっせん・仲介・調停、金融機関からの報告内容のご説明はできません。

*「中小企業金融貸し渋り110番」(中小企業庁)

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/081104kikyuhosho.htm>
お近くの経済産業局にお問い合わせください。

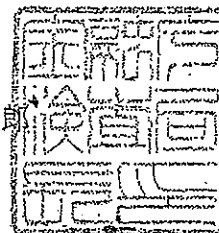
金 検 第 592 号

金 監 第 3040 号

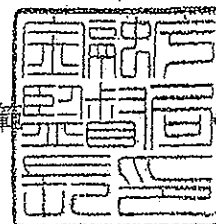
平成 20 年 11 月 21 日

国土交通省総合政策局長 大口 清一 殿

金融庁検査局長 畑中 龍太郎



金融庁監督局長 三國谷 勝範



中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置について

金融庁は、10月30日に取りまとめられた「生活対策」を受け、中小企業向け融資の条件緩和が円滑に行われるための措置として、11月7日付で別紙のとおり監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改定を行いました。

金融機関が、経営改善に取り組む中小企業に対する融資の貸出条件の緩和に柔軟に応じることは、中小企業の資金繰りや経営の改善に資するものと考えられます。現下の中小企業を取り巻く厳しい環境を踏まえると、年末に向けて、中小企業の資金繰りが一層逼迫することが予想されることから、本措置は、中小企業が経営改善計画の策定や金融機関と相談等を行う際に役立つと思われることから、中小企業への周知を早急に行う必要があります。

既に中小企業関係4団体を通じ傘下の中小企業に対して今回の措置を伝達しておりますが、全国の中小企業に本措置の趣旨をご理解いただき、実際に活用していただくためには、あらゆる経路を用いて早急な周知に万全を期することが重要であると考えております。

については、貴職におかれましては、所管する各業態における更なる周知のため、各業界団体等を通じ、関係者に対して、今回の措置を伝達いただけますよう、ご対応方よろしく申し上げます。

なお、既に、民間金融機関、政府系金融機関、信用保証協会等に対しては、条件緩和への対応を含め、中小企業の実態を踏まえた柔軟な対応をより一層徹底するように要請いたしておりますので、その旨申し添えます。

また、ご参考までに本措置に係る説明に使用する資料を添付いたします。

中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置

融資条件（貸出条件）の緩和を行っても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画があれば貸出条件緩和債権には該当しないとの取扱いについて、以下のとおり監督指針及び検査マニュアルを改定。

金融機関がより柔軟に条件緩和に応じることができるような環境を整備する。

(1) 監督指針

○ 現状

抜本的な経営再建計画について「概ね3年後の債務者区分が正常先となること」を要件として記載。

○ 今回の改定では、

- 中小企業は経営改善に時間がかかるとの特質を踏まえ、「概ね3年」について企業の規模に応じた延長が認められる旨記載。
- その具体的な取扱いは金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を参照すべき旨記載。
- その他、経営再建計画のより柔軟な策定を可能とするため、計画期間中において一定の金利の確保を求めるという要件を廃止。

(2) 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕

- 今回の改定では、中小企業については、上記の「概ね3年後に正常先」を「概ね5年（5年～10年で計画通りに進捗している場合を含む）後に正常先（計画終了後に自助努力により事業の継続性を確保できれば、要注意先であっても差し支えない）」に緩和。

中小企業の皆様へ

中小企業の資金繰りの支援のため、
金融検査マニュアル別冊などを改定しました

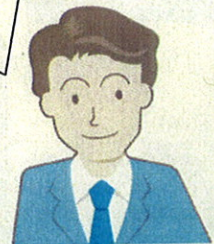
金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充しました。

資金繰りが大変だけど、
銀行は不良債権になるからと言って、返済条件の変更に応じてくれないんです…。

今後は、経営改善の見込みがあれば、不良債権にはなりません！
金融機関とご相談下さい。



※ 条件緩和(返済条件の変更)とは…
・金利の引下げ
・金利・元本の支払い猶予
・返済期限の延長
・債権放棄
など借り手にとって有利となる取決めをすることです。



検査官 金融検太郎

改定前

不良債権にならないためには…

- ・ 中小企業も大企業と同様、3年以内に経営が健全化するような「経営改善計画」が必要です。
- ・ 「計画」期間中、一定以上の金利を確保する必要があります。

さらに…

- ・ 大企業と違って中小企業は、大部で精緻な「計画」を作ることが困難です。
- ・ 中小企業は景気の影響を受けやすく、「計画」どおり進捗しない場合も少なくありません。



そこで…

改定内容

中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました。

- ・ 経営が健全化するまでの期間を大幅に延長しました。(原則5年、進捗状況が良好な場合10年まで)
- ・ 一定以上の金利を確保する必要がなくなりました。

さらに…

- ・ 「計画」を作っていない場合でも、今後の経営改善の見通しがあれば、「計画」がある場合と同じように取り扱います。
- ・ 「計画」の進捗が遅れていても、その原因を分析し、今後の改善が見通せるならば、「計画」どおりに進んでいる場合と同じように取り扱います。

これまで…



A銀行

3年以内に経営改善する計画が必要です。5年だと不良債権になってしまうので、返済条件の変更に応じるのは難しいですね…。

赤字で資金繰りが苦しいので、金利は払いますから、返済を待ってもらえませんか。5年後には経営改善する見込みがあります。



水産加工業者B社

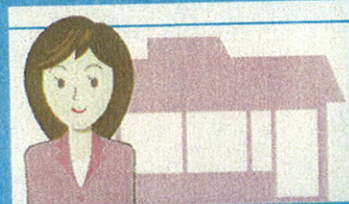
これからは…

1 最近、資金繰りが厳しいんですよ。元本返済をしばらく待ってもらえませんか。そうすれば、5年後にはきちんと返せるようになりますが…。

2 5年後には経営が改善するんですね。経営改善計画があれば、前向きに考えますよ。

3 でも、計画なんてどう作っていいかわからないわ…。

4 そうであれば、例えば、
・経費の削減予定
・売上げが増加する見通し
等のシナリオがあれば大丈夫です。



飲食店C社

5 えっ、自分で作らなくてもいいんですか。

6 シナリオを示していただければ、こちらで経営改善の見通しを分析してもいいですよ。経営改善が見込めれば大丈夫です。一緒に考えましょう。

7 お願いいたします。一緒に相談しましょう。

A銀行

お問い合わせ先

金融庁 検査局 総務課 TEL 03-3506-6000

各財務(支)局の理財部検査総括課 (沖縄総合事務局にあっては財務部検査課)

北海道財務局	011-709-2311	中国財務局	082-221-9221
東北財務局	022-263-1111	四国財務局	087-831-2131
関東財務局	048-600-1111	九州財務局	096-353-6351
北陸財務局	076-292-7860	福岡財務支局	092-411-7281
東海財務局	052-951-2474	沖縄総合事務局	098-866-0094
近畿財務局	06-6949-6372		